

News Letter

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人

2023
March
Vol.212



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [IT 導入補助金 2023](#)
- ・ [プログラマ適性](#)
- ・ [BAS の活用](#)
- ・ [古物商としての取引がある場合のインボイス方式対応](#)
- ・ [GPM 一般購買のご紹介](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [【税制改正】NISA 制度の抜本的拡充と恒久化の方針](#)
- ・ [贈与税とみなし贈与](#)

II IT 導入補助金 2023

概要

先日、IT 導入補助金 2023 の概要が発表されましたのでご案内いたします。

IT 導入補助金は、企業の生産性向上の目的のもと、主に中小企業・小規模事業者を対象に、自社の課題やニーズに合った IT ツールの導入を支援する補助金事業です。経済産業省/中小企業庁の管轄事業として、主にパッケージシステムの導入やクラウド利用料の導入・利用費用、一部機器端末購入費用などが補助金の対象となります。

補助対象

申請枠は全部で 4 種類あり、それぞれで申請をする必要があります。昨年との変更点は大きくはありませんが、

- ・ 通常枠 A 類型で補助金額の下限が 30 万円から 5 万円に引き下げ
- ・ A/B 類型共通でクラウド利用料、最大 1 年分から最大 2 年分に引き上げ
- ・ デジタル基盤型導入類型で補助金額の下限が 5 万円から下限なしとなりました。

【通常枠】A 類型/B 類型

自社の強み・弱みを認識、分析し、生産性向上のためプロセスの改善と効率化に資する方策として、あらかじめ事務局に登録された IT ツールを導入する中小企業・小規模事業者等に対し、導入費用の一部を補助する枠です。

類型	A	B
補助金額	5~150 万円 未満	150~450 万円 以下
補助率	1 / 2 以内	
プロセス数	1 コ以上	4 コ以上
補助対象	ソフトウェア購入費、クラウド利用費 (クラウド利用料最大 2 年分)、導入 関連費	

【セキュリティ対策推進枠】

近年のランサムウェアによる攻撃等サイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約・価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスクを低減するための枠です。

補助金額	5 万円~100 万円
補助率	1 / 2 以内
プロセス数	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
補助対象	サービス利用料 (最大 2 年分)

【デジタル化基盤導入類型】

企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、会計・受発注・決済・EC の分野で特に「通常枠」よりも補助率を引

き上げて優先的に支援する枠です。

	ITツール		PC・タブレット等	レジ・券売機
補助金額	(下限なし) ~350万円		~10万円	~20万円
	内、~50万円部分	内、50万円超 ~350万円部分		
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの	
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費			

【複数社連携IT導入類型】

サプライチェーンや商業集積地の複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入することにより生産性の向上を図る事業を対象とする枠です。

(1) デジタル化基盤導入類型の対象経費⇒上記と同様

(2) 上記(1)以外の経費⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は3,000万円)

(3) 事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方

どの枠で申請するかにより違いはありますが、

・補助金を受ける事による労働生産性向上の伸び率が1年後3%以上、3年後9%以上の実現可能かつ合理的な生産性向上を目標とした計画を作成すること

・デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」を交付申請前に行った事業者であること。

・賃金引上げ計画を策定し従業員に表明していること、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させること

などの申請要件があります。他にも満たさなければならない要件が多くありますので、どの枠で申請するか詳細に確認する必要があります。

また、申請をご検討される方は「履歴事項全部証明書(発行から3か月以内)」「直近の法人税納税証明書(税務署窓口発行のもの「その1」または「その2」)」が必須提出なので、取得しておくことと並行して、

・gBizID プライムのアカウント取得(必須)

(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

・セキュリティアクション宣言(必須)

(<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)

についても早めの手続きを行ってください。

II プログラマ適性

はじめに

平素はPlaza-iをご利用頂き誠にありがとうございます。皆様は「この人は真面目でコツコツやる事が得意だからプログラマに向いているかも」のような話を聞いた事があるのでしょうか。巷で時折言われている説ではあるのですが、今回は筆者の経験と意見を元にこの説についてお話をさせて頂こうと思います。

そもそもプログラマとは何か

プログラマとは「プログラミング言語を用いてシステムやソフトウェアを作成する人」の事です。時折システム・エンジニアと混同されがちですが、両者の違いはソフトウェアを作成するにあたって顧客と接して要求を引き出し仕様としてまとめるか、プログラミング言語を用いて実際にソフトウェアを作成するか、というプロジェクト内の役割の違いです。今回焦点を当てるプログラマは後者のプログラミング言語を用いて実際にソフトウェアを作成する部分を担当します。

これをもう少し細かく分割するとプログラマの仕事は、①仕様書を元に、②その要件を満たす動作をプログラミング言語で実現し、③動作が正しい事を証明する、といった内容になります。次はこれを元にどういう能力が必要になってくるかを分析していきたいと思います。

なお、今回は単純化するために個人が担当する範囲に焦点を当てています。そのため、多人数でのプロジェクト単位で開発を行う場合に必要な能力等については特に触れないのでご注意ください。

プログラマに求められるもの

まずは「①仕様書を元に」の部分から考えます。プログラミングをするにあたって何を作るのかを決定する必要があります。この何を、の部分が仕様書と呼ばれる物で、これを読み解き理解する「読解力」、さらに求められている仕様からユーザの考えを「想像する能力」が求められます。ちなみにPlaza-iを開発する際には、まず「目的」という項を用意し明文化する事で、プログラマもそれを意識して開発する事が出来るように工夫を行っています。

次に「②その要件を満たす動作をプログラミング言語で実現し」の部分です。この部分は開発経験が無い方にはイメージし難いと思いますが、ライブラリ(用意されたシステムの部品の集まりのようなもの)を活用する、もしくは新たなメソッドを構築する事で要求仕様を適切かつ効率的に実現します。これはまさしくそのまま技術力と言っても良いかもしれません。

最後に「③動作が正しい事を証明する」の部分ですが、要するにテストの事です。開発したシステムが正しく動作しているか、要求仕様を満たしており、運用上バグ(=想定外の動作をする事)が無いかを確認し、それを客観的に証明するものです。ここで重要なのは、客観的に証明の部分で、そのためどのような想定でどのような操作をするか(これをテストケースと呼びます)が重要になります。この際必要になるのは作成したシステムの処理が通るルートを全て網羅したテストケースを作成する能力、細々としたプログラムを隅まで解析してケースとして落とし込む「几帳面さ」等が必要になってきます。

色々と言及しましたが、これらをまとめるとプログラマの仕事は「考える事」という事が出来るかと思います。

真面目でコツコツな人

皆様は「真面目なコツコツタイプ」というとどのような人を思い浮かべるでしょうか。人によって多少の齟齬はあるかもしれませんが、本稿では面倒な手順であっても決められた事を律儀に正確に守るような人、というのを一般的なイメージとして進めていきます。

結論を言うと「真面目でコツコツな人」は基本的にプログラマには向いていないと筆者は考えます。

プログラムは実現方法が一つという事は無く、いくつもある選択肢を自分で仮説を立て検証していく必要があります。現時点での手順が最適ではない事が当然あるのに対し、面倒な事も律儀に実行する人は素直が故に疑問を持ちにくくそのままのマニュアルに従ってしまう為、非効率なやり方であってもそのまま実行してしまう傾向にあります。

システム開発に関わる業務を大きく2つ、マニュアルや手順に従って行う「作業」とそのマニュアル自体を作成する「設計」とに分けると、真面目でコツコツな人の性質は前者の「作業」に当たります。この「作業」側気質の人は基本的にプログラマという役割には向いていないと言えるでしょう。

但し先述の通りテストに関しては話が異なり、何より事前に問題を検知する事が求められる分野の為、ケースが網羅されることの方が重要になってきます。この分野であれば活躍できる為、それが「真面目でコツコツな人」がプログラマに向いている、という説に繋がっているのではないかと思います。

面倒くさがりな人

次に「真面目でコツコツな人」の対義語として「面倒くさがりな人」についても言及しましょう。「面倒くさがりな人」と言われてイメージする人物像は「面倒な事をしたくないからどうかして手を抜こうとする人」のようなイメージかと思います。

この時「面倒な事」を「作業」、「手を抜こうとする」を「効率化しようと思える」と言い換えると、「作業をどうかして効率化しようと思える」と言う事が出来るのではないのでしょうか。ここでの対比でポイントとなるのは、「真面目でコツコツな人」は「作業」に主眼を置いていて、「面倒くさがりな人」は「思考」に主眼を置いていて、という事です。

プログラマの仕事＝「考える事」とするならば、「作業」より「思考」の方に向いている「面倒くさがりな人」がプログラマに向いていると言えるのではないかと、筆者は考えます。

最後に

昨今人手不足が叫ばれて久しいシステム開発の現場では、数少ない限られたリソースを最大限活用する為、各人を適材適所で配置し、より効率化を目指す事の必要性が高まってきているのではないのでしょうか。弊社としましても、メンバーの適性を見極めて気持ち良く活躍してもらい、全体として成果を最大化できるよう努めていきたいと考えております。

II BAS の活用

はじめに

Plaza-i の機能の中に、BAS モジュールという機能群がございます。このモジュールの主な機能は、Plaza-i に蓄積した

データを、自由に抽出して分析を実施することです。利用方法によっては、Plaza-i 外のデータを Plaza-i 内へ取り込み、内外データを利用し、業績管理指標 (KPI) として利用することも可能になっております。BAS モジュールについて導入されている企業様はすでにご存じかと思いますが、本稿では改めて機能のご紹介をさせていただきたいと思えます。特に Plaza-i 内のデータのみを利用し、BAS モジュールでデータをどのように照会可能なのかを簡単にご紹介します。Plaza-i を利用し、データの蓄積はされているが、経営資料等で観たいデータが一括でとれないといったことがある場合には、ぜひ BAS モジュール導入をご検討いただければと思います。

BAS を利用した Plaza-i データの照会方法

BAS を利用し、データを照会するには以下の様に大きく3つの方法があり、①、②、③で数字の順でシンプルな照会方法となっています。

① BAS データ照会

② BAS 照会メニュー作成 (ユーザ定義メニューの作成)

③ マイメニュー上に表示

①アプリケーション定義サービスマスターに事前に登録した SQL を実行し、Plaza-i のデータを照会します。USR の汎用データ照会と同様に SQL を直接読み込む形となりますが、USR 汎用データ照会とは違う点として、アプリケーション定義サービスマスターを利用することで、SQL の改変を防ぎ、権限者のみ SQL を照会できるようにするなど権限設定が可能となっております。SQL を作成しアプリケーション定義サービスマスターで権限設定を実施し、照会するという比較的シンプルな方法です。(イメージを含めた詳細については、ユーザーズガイドのBASユーティリティ(章)、BAS データ照会(節)をご参照ください。)

②アプリケーション定義サービスマスターで、事前に SQL を登録、権限設定し、照会する点は①と同様ですが、それに加え、USR ユーザ定義メニューマスターで、ユーザメニューを作成します。いわゆる売上明細照会画面などの Plaza-i の標準として用意されている照会画面を自製することが可能です。作成したメニューを BAS モジュールのメニューツリー内に表示し、メニュー画面を開き、照会画面上で範囲指定を実施後、最新表示を押すことにより、自製した画面上で照会結果を確認することができます。イメージは以下に添付します。

(より多くのサンプルを確認したい場合は、ユーザーズガイドのBAS ユーザ定義メニュー(章)、グリッド表示における画面デザイン例(節)、画面例(複数グリッド表示)(項)をご参照ください。)



③マイメニュー上に、照会用のタブを作成し、そこに照会結果を表示させることが可能です。マイメニューで作成す

るため、利用したいユーザID に対してのみ照会画面を表示させることができます。①、②とは異なりUSR ユーザデータ交換処理マスター内の「交換目的：BAS データソース」という機能を利用するため、設定方針が少し異なります。また、画面のデザインは自製することが可能で、照会したデータを用いてグラフの形で表示することなども可能となっております。

(以下のようなイメージで会計期間別に売上実績を照会することが可能です。)



BAS を利用し最適なアウトプットを

BAS モジュールを導入し蓄積したデータを活用する場合は、どのような目的で、どのデータを利用し、どのような手段で出力したいかを決定していく必要があります。例えば、プロジェクト別の損益を為替差損まで用いて一覧で確認したい場合などあくまで一覧の確認でよい場合は①BAS データ照会でシンプルに照会する。売上ランキング表を組織別、担当者別、得意先別に一括で確認したい場合は、②のユーザ定義メニューを利用し、グリッドを3つ用意したうえで、1つの画面で確認する。また、経営層のみ売上予実績を会計期間別に棒グラフ形式で視覚的に確認したい場合は③のマイメニューを利用した形式を利用する。など、まずアウトプットの目的と、アウトプットを達成するためのデータを定義することを前提として、その後最適なアウトプット手段を決めていくのがよいと思います。

おわりに

ERP システムの利活用という観点においてはデータを入力／蓄積するだけでなく、そこから経営判断に必要な資料をいかにアウトプットできるまでを考えて構築／利用していく必要があります。今回BAS モジュール機能(主に照会系)の大まかな説明をさせていただくことで、貴社にとって必要なアウトプットを Plaza-i で実現できるかどうかを判断できる一助になれば幸いです。また本稿では BAS モジュール機能群の一部のご紹介でしたが、例えば利用方法によっては Plaza-i 内外のデータを利用してアウトプットを作成することも可能です。BAS モジュールについて導入や活用をご検討いただける場合は、ぜひ弊社担当者までご連絡いただければと思います。

II 古物商としての取引がある場合のインボイス方式対応

はじめに

令和 5 年 1 0 月 1 日から始まる適格請求書等保存方式では、仕入税額控除を行うためには、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

ただし、国税庁の HP には、「古物営業を営む者の適格請求

書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入」の取引は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるとの記載があります。

出典：国税庁, ”帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合”。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/s/hoji/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-13.pdf>)

Plaza-i ユーザの中には古物商の許可を取り、消費者から古物の買い取りや下取りを行っているお客様もいらっしゃいますので、以下にそのような取引で仕入税額控除を行うためのセットアップを記載します。

また、本稿の内容はユーザーズガイドの CMN 管理者編の適格請求書等保存方式の運用例(節)、中古品の買い取り、下取りがある場合の仕入税額控除(項)にも記載されています。

「適格請求書事業者」として取引先を登録

まず、それまでその他の諸口の取引先と混合して取引を入力していた場合は、買い取り、下取り用の取引先を登録する必要があります。発注、仕入でも利用するので仕入先マスター、支払先マスターも登録を行います。

買い取り、下取り時に消費者から請求書を受け取ることはないと思いますが、仕入税額控除を行う扱いにするため、消費税事業者区分には「適格請求書事業者」を登録します。

ただし、実際に取引を行っている相手は適格請求書発行事業者ではないため、消費税登録番号には何も入れず、バンクで登録を行います。

取引先マスター: FMST_CltM	
取引先コード	KIT
取引先名正式	買取口
取引先名補助	For Second Hand Purchase
取引先名かな	
郵便番号	
住所1	
住所1補助	
電話番号	
URL名称	
所在国	81 日本
休日パターン	
言語	日本語
通貨	円
日付表示	
日付表示略式	
個人法人区分	個人
法人番号	
消費税登録番号	
消費税事業者区分	適格請求書

仕入先、支払先は通常通り

新規に買い取り用、下取り用の取引先を登録した場合は、仕入先マスター、支払先マスターも同様に登録を行います。仕入先は一般的な国内の仕入先と同じセットアップで問題ないですが、支払先は諸口支払先のセットアップを行うと良いでしょう。

おわりに

取引先マスターの消費税事業者区分は V2.03.08 でリリース

されていますので、それ以前のバージョンを利用している場合は、最新のバージョンへのバージョンアップが必要です。バージョンアップを希望する場合は、弊社コンサルタントにご相談ください。

II GPM 一般購買のご紹介

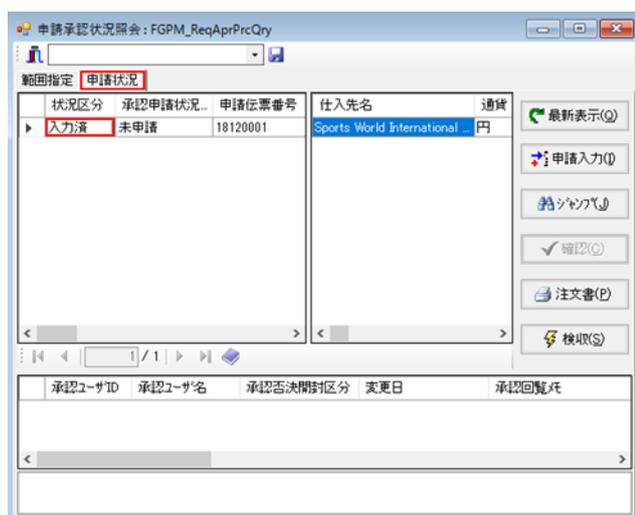
はじめに

Plaza-i に GPM 一般購買システムというモジュールがあることをご存知でしょうか。本モジュールは、一般購買という名の通り、販売用の商品ではない一般購買品、特に購買にあたり稟議・承認が必要な購買業務に特化したモジュールとなっています。

稟議を通してから一般購買品の購入をしたい、一般購買の伝票を全てのユーザが閲覧できては困る等、一般購買品のシステム上の処理方法に悩まれたことがある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのような時に GPM 一般購買システムの利用をご検討頂ければと思います、今回はその特徴をご紹介します。

ポータル画面で使いやすい

GPM 一般購買システムを利用する時には以下のようなポータル画面が表示されます。



一般購買品の購買申請者のような一般ユーザはこの画面からスタートする操作で基本的な処理を完結させることが可能です。申請者はこの画面から申請入力を行います。そして、承認された購買の注文書を出力します。さらに、注文した購買の検収済み分の日付と数量を入力することで、検収入力を行います。このポータル画面には、自らの購買申請分しか表示されませんので、内部統制の問題もなく、かつ間違いも少なく効率的に処理を行うことが可能です。この点は、本モジュールの大きな特徴となっています。

承認ワークフロー

一般購買申請はワークフローを通し、承認することを前提とした作りとなっています。Plaza-i の承認ワークフローでは取引金額に応じて、その承認経路を設定することが可能です。例えば、100 万円以下の取引は部長のみの承認で可能ですが、100 万円以上の取引の場合は社長と部長の承認が必要というルールを設定することが可能です。また、複数の承認経路を設定することもできます。50 万未満の取引は、課長一人、もしくは係長二人という承認経路を持たせ、申請者が選択して申請するという設定も可能です。

承認についても前述のポータル画面より操作が可能です、自

らの承認すべき伝票を効率的に承認することができます。

予算管理が可能

一般購買の予算を期、半期、四半期等、期間を自由に設定し管理が可能です。予算を組織・品目別に登録するため、予実績比較を組織・品目別、品目・組織別、組織別、品目別など様々な視点から行い、無駄な申請を制限することが可能です。

ペーパーレスを指向

申請伝票や支払依頼者等の印刷メニューは用意しておらず、ペーパーレスを指向した作りとなっています。申請、承認や経理での照会などは、照会画面により実施することを想定しています。

ただし、注文書は紙への印刷も可能となっています。

おわりに

Plaza-i に含まれているモジュールですので、当然 APS 債務管理システムや GLS 一般会計システムともシームレスに連動します。APS 債務管理、GLS 一般会計をご利用の場合は、本モジュールを利用することで、一般購買業務もスムーズに対応が可能になるのではないのでしょうか。

今回は GPM 一般購買システムの特徴を紹介しました。より詳細な情報はユーザーズガイド GPM にもまとまっておりますので、ご参照ください。また、GPM 一般購買システムのご利用や機能について、ご興味を抱かれた方は弊社担当者までご連絡頂けましたら、詳細をご案内いたします。

II Plaza-i 最新バージョン情報

2023 年 3 月 15 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.14.03

II 【税制改正】NISA 制度の抜本的拡充と恒久化の方針

1. はじめに

2023 年度税制改正では、「家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA の抜本的拡充・恒久化を行う。」とされました。本稿では、改正前の NISA 制度と改正後の NISA 制度について解説いたします。

2. NISA 制度

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対しては約 20% の税金がかかります。NISA は、「NISA 口座（非課税口座）」内で毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益に対して、税金がかからなくなる制度です。イギリスの ISA (Individual Savings Account=個人貯蓄口座) をモデルとした日本版 ISA として、NISA(Nippon Individual Savings Account) という愛称で呼ばれています。

3. 2023 年までの NISA 制度

NISA には、成年（20 歳以上）が利用できる「一般 NISA」「つみたて NISA」の他、未成年（20 歳未満）が利用できる「ジュニア NISA」の 3 種類があります。

「一般 NISA」と「つみたて NISA」は併用することができず、また、2022 年 4 月 1 日に実施された成人年齢の引き下げに伴い、2023 年 1 月以降 18 歳から「一般 NISA」や「つみたて NISA」の口座開設が可能となっています。

<2023 年までの NISA>

	NISA (20歳以上)		ジュニアNISA(20歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間 <small>※ただし、2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、20歳まで非課税で保有も継続可能。</small>
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投資・REIT 等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 <small>※金融庁への届出が必要</small>	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで) <small>※災害等やもし急な場合には、非課税での払出し可能。</small>
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択制 2023年1月以降は18歳以上が利用可能		2023年末で終了

(出典：金融庁の HP より

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>)

(1) 一般 NISA

2014 年 1 月からスタートした制度で、毎年 120 万円の範囲内で購入した金融商品から得た利益（配当金・譲渡益。以下も同じ。）について、5 年間税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は最大 600 万円(120 万円×5 年)となります。

5 年間の非課税期間が終了した後は、①保有している金融商品を翌年の非課税投資枠に移す、②課税口座（一般口座や特定口座）に移管する、③売却するのいずれかを選択する必要があります。非課税投資枠に移管する場合は、金額の上限はなく、時価が 120 万円を超過している場合も、そのすべてを翌年の非課税投資枠に移すことができます。

一般 NISA は 2023 年までの制度となりますので、金融商品

の購入を行うことができるのは 2023 年までとなります。2023 年中に購入した金融商品についても 5 年間（2027 年まで）非課税で保有することができます。

(2) つみたて NISA

2018 年 1 月からスタートした特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。対象商品は手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されています。毎年 40 万円の範囲内で購入した投資信託から得た利益について、20 年間税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は最大 800 万円(40 万円×20 年)となります。

20 年間の非課税期間が終了した後は、課税口座（一般口座や特定口座）に払い出されます。一般 NISA とは異なり、翌年の非課税枠に移すことはできません。

2042 年までの制度となりますので、投資信託の購入を行うことができるのは 2042 年までとなります。2042 年中に購入した投資信託についても 20 年間（2061 年まで）非課税で保有することができます。

(3) ジュニア NISA

2016 年 1 月からスタートした制度で、未成年（2023 年は 0 歳～17 歳）が対象となります。毎年 80 万円の範囲内で購入した金融商品から得た利益について、5 年間税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は最大 400 万円（80 万円×5 年）となります。

5 年間の非課税期間終了後は新たな非課税投資枠への移管による継続保有ができます。20 歳以降は自動的に NISA 口座が開設され、18 歳までは払い出しに制限があります。

2023 年までの制度となりますので、購入できるのは 2023 年までとなります。なお、2024 年以降、当初の非課税期間（5 年間）の満了を迎えても、18 歳になるまでは引き続き非課税で保有することができます（再投資ができないため）。また、2024 年以降は、年齢にかかわらず、災害等のやむをえない理由によらない場合でも、非課税での払い出しも可能となります。

4. 改正後の NISA 制度

2024 年以降の NISA 制度は下記のとおりとなります。

<2024 年からの NISA>

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(※1)	無期限化		無期限化
非課税保有限額(総枠)(※2)	1,800万円 ※簿価最高方式で管理(枠)の再利用が可能		
口座開設期間	恒久化		1,200万円(内数) 恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託 【現行のつみたてNISA対象商品と同様】		上場株式・投資信託等(※3) ①他業・他業の信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(※1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に引当者の住所等を確認し、制度の適正な運用を確保
(※2) 2023年10月1日現在の非課税保有総額については、金融機関から一定の枠付を引用して確保された非課税枠において管理
(※3) 金融機関による「成長投資枠」を使った追加投資への申請を行う。金融庁が監督指針を改定し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(※4) 2023年末までジュニアNISAにおいて作成した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

(出典：金融庁の HP より

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>)

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」は併用が可能となり、また、2023 年までに現行の「一般 NISA」及び「つみたて NISA」で投資した金額は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されます。なお、現行制度で保

有している金融商品を新しい制度へ移管することはできません。

(1) つみたて投資枠

2024年1月からスタートする制度で、現行の「つみたてNISA」の拡充版として設けられた制度になります。

年間投資枠は、これまでの40万円から3倍の120万円となります。対象の金融商品は「つみたてNISA」と同じとなり、金融商品から得た利益について無期限に税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は1,800万円（成長投資枠と合わせて）となります。

(2) 成長投資枠

2024年1月からスタートする制度で、現行の「一般NISA」の拡充版として設けられた制度になります。

年間投資枠は、これまでの120万円から2倍の240万円となります。対象の金融商品は「一般NISA」のうち一部が除外され、金融商品から得た利益について無期限に税金がかかりません。非課税で保有できる投資総額は1,200万円（つみたて投資枠と合わせて1,800万円）となります。

(3) 非課税保有限度額

投資総額は（1）と（2）と合わせて1,800万円（成長投資枠は1,200万円が限度）となります。年間の投資上限額に達していない場合でも、既に保有している金融商品の取得価額が上記上限に達している場合は、新たな購入はできません。

ただし、保有資産を売却することにより、非課税投資枠が再利用できることとなります。

5. おわりに

改正後のNISA制度は**課税されない期間が無期限**となり、期限を気にせず長期の投資が可能となります。また、これまでは、「一般NISA」か「つみたてNISA」のいずれか一方のみでしたが、新しいNISA制度は併用が可能となります。

投資信託で積立ながら、一方で高配当株や優待株を購入するなどの組み合わせが可能となります。

将来の資産形成の一つとして、NISAを活用してはいかがでしょうか。

II 贈与税とみなし贈与

1. はじめに

令和5年度税制改正においては、「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」をテーマに、相続時精算課税制度の見直し、及び相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間についての見直しが行われます。今後も高齢化が進むため、現役世代への円滑な資産移転と税負担のバランスをとることが政策上の大きなポイントといえます。

今回のコラムでは、贈与税についての基本的な仕組みと、当事者が贈与する意図がなくても贈与税が課税されることになる、いわゆる「みなし贈与」について解説します。

2. 贈与税とは

・ 贈与税の課税関係

贈与税は、贈与により財産を取得した場合に課税されます。財産を受取った側に課税が行われるため、納税義務者は受贈者となります。そもそもなぜ贈与税が必要なのかというと、贈与税の課税がない場合、本来、相続税が課税される財産を有しているにもかかわらず、生前に親族等に財産を贈与することで、相続税を免れることが可能となってしまうためです。このことから、贈与税は相続税の補完税であるともいわれています。

・ 贈与税額の計算

受贈者が、その年1月1日から12月31日までに贈与により取得した財産に基づき贈与税額を計算します。税率は10%~55%の累進課税であり、贈与を受けた金額が大きくなるほど税率が高くなる仕組みです。よく勘違いされるポイントとして、「贈与者が」いくら財産を贈与したかで税額が決まるわけではない点があげられます。実際には、「受贈者が」いくら財産を取得したかにより贈与税の計算が行われます。そのため、複数人から贈与を受けた場合には、贈与者ごとではなく、受贈した財産の合計額に対して税額・税率が決まりますのでご注意ください。

・ 申告と納税

受贈者が、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告及び納税することになっています。申告期限は所得税の確定申告と同じになります。

・ 贈与税額計算の流れ

例えば、310万円の現金の贈与を受けた場合には、贈与により取得した財産(310万円)から基礎控除(110万円)を差し引いた200万円に対して10%の税率を乗じた20万円が納税額となります。

$310\text{万円} - 110\text{万円} = 200\text{万円}$ (課税価額)

$200\text{万円} \times 10\% = 20\text{万円}$ (贈与税額)

一般に、「贈与は110万円の範囲内ですとよい」と言われるのは、基礎控除があるためです。例外もありますが、110万円以下の贈与については、贈与税は発生しません。

3. みなし贈与について

民法上、贈与により取得したものであるのではない財産であっても、税務上、実質的には贈与により取得した場合と同様の経済的利益を受けたときは、課税の公平を図る観点から贈与により取得したものとみなして、受けた経済的利益を贈与税の課税対象としています。つまり、当事者が贈与の意思がなくても贈与税が課税されるケースがあるのです。これを実務では「みなし贈与」といいます。みなし贈与が問題とな

るケースは多々ありますが、今回は実際に筆者が経験した中から、よくある2つの事例を紹介します。

4. みなし贈与の具体例① (低額譲渡)

- ・ 父親が土地(時価5,000万円・取得価額2,000万円)を息子に2,000万円で譲渡するケース

売主である父親は、取得価額と譲渡価額が2,000万円と同額のため所得税は課税されません。買主である息子は、時価との差額3,000万円分について「得」をしていることになるため、譲渡価額が時価よりも著しく低い価額と判断され、時価(5,000万円)と譲渡価額(2,000万円)の差額分(3,000万円)の贈与を受けたものとみなされます。

- ・ 贈与税額計算

$3,000\text{万円} - 110\text{万円} = 2,890\text{万円}$ (課税価格)

$2,890\text{万円} \times 45\% - 265\text{万円}$ (控除) = 1,035.5万円 (税額)

この取引の背景は、父親が土地の取得価額で息子に譲渡する分には何も問題ないだろう、と考えたことにあります。時価を考慮せずに譲渡価額を決定してしまったことにより、思わぬ高額の贈与税が発生してしまったケースです。

(みなし贈与における低額譲渡の判定について)

個人から著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合には、その財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなされます。ここでいう時価とは、不動産等の場合には通常の取引価額に相当する金額を、それ以外の財産である場合には相続税評価額をいいます。著しく低い価額の判定にあたっては、所得税法でいう2分の1未満という基準ではないので注意が必要です。

5. みなし贈与の具体例② (自宅リフォーム)

- ・ 建物の所有者は父親で息子夫婦と同居するにあたり、建物が古くなっていたため大幅なリフォームを実施、そのリフォーム費用を息子が全額支払ったケース

建物の登記上の所有者が父親であるため、父親が所有している建物に対して息子が経済的価値を高める行為を行ったこととなります。よって、リフォーム費用相当額について息子から父親への贈与があったものとみなされ、父親に贈与税が課されます。実はこのケース、事前に相談をいただければ以下のような回避策をとることが可能でした。

対策：建物をリフォーム前に親から息子夫婦へ贈与

建物が古い場合、建物の固定資産税評価額が低額である可能性が高くなります。そのため、建物を贈与しても贈与税が発生しない、もしくは、少額の贈与税の負担で済むことがあります。事前に建物の贈与を行い、その後リフォームを実施することにより、建物の所有者とリフォームの実施者が同一者となり課税関係は生じないこととなります。

6. 終わりに

上記の事例以外にも、同族会社における株主間贈与など、みなし贈与は広範囲にわたり検討が必要な概念です。また、具体例②のように事前に分かっていたら課税を防げたものが、事後に判明したため防げないケースも多々あります。

「この取引は誰かに経済的利益が発生するか？」という感覚を頭の片隅に入れ、思い当たる取引がある時には、取引を実行する前に相談することが大切となります。